

自衛隊統合達第13号

防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令（令和4年防衛省訓令第29号）第35条第2項の規定に基づき、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達を次のように定める。

令和4年4月1日

統合幕僚長 陸将 山崎 幸二

統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達

統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する達（平成25年自衛隊統合達第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この達は、防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令（令和4年防衛省訓令第29号。以下「訓令」という。）、防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令の実施について（通達）（防官文第6174号。令和4年3月30日。以下「実施通達」という。）及び個人情報ファイル及び個人情報ファイル簿の保有等に関する実施要領について（通達）（防官文第6014号。令和4年3月29日）を適正に実施するため、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における保有個人情報等の安全管理等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、課等とは、課、首席参事官、参事官、報道官、首席法務官若しくは首席後方補給官、統合幕僚学校企画室若しくは統合幕僚学校国際平和協力センター又は自衛隊サイバー防衛隊をいう。

（機関等副主任保護管理者補）

第3条 訓令第10条第2項に規定する機関等副主任保護管理者補は、運用部長、防衛計画部長、指揮通信システム部長、首席参事官、参事官、報道官、首席法務官及び首席後方補給官とする。

(統括保護管理者)

第4条 機関等主任保護管理者が実施する保有個人情報等の管理に係る事務を補佐する統括保護管理者を置き、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊にあっては統合幕僚監部総務部総務課長、統合幕僚学校にあっては統合幕僚学校総務課長とする。

(保護管理者)

第5条 訓令第11条第2項に規定する保護管理者は、課等の長とする。

(保護責任者及び保護責任者補助者)

第6条 訓令第12条第1項に規定する保護責任者は、保護管理者の直下の各室長、各班長又はこれに準ずる者の中から指定するものとする。

2 訓令第13条第1項に規定する保護責任者補助者を指定する場合は、幹部自衛官又は行政職(一)2級以上の事務官等の中から指定する。

3 保護管理者は、保護責任者又は保護責任者補助者を指定又は解除したときは、別紙様式第1により、統括保護管理者に報告するとともに、保護責任者又は保護責任者補助者として指定するものに対し、当該指定書の写しを交付する。

4 保護管理者は、保護責任者又は保護責任者補助者に行わせる事務の範囲を変更したときは、別紙様式第2により、統括保護管理者に通知するものとする。

(統合幕僚学校の部隊等主任保護管理者)

第7条 訓令第14条第1項に規定する部隊等主任保護管理者は、統合幕僚学校校長とする。

(統合幕僚学校の部隊等副主任保護管理者)

第8条 訓令第14条第1項に規定する部隊等主任保護管理者は、統合幕僚学校総務課長とする。

(機関等監査主任者)

第9条 訓令第16条第2項に規定する機関等監査主任者は、統合幕僚監部総務部総務課長とする。

(統合幕僚学校の部隊等監査主任者)

第10条 訓令第17条第2項に規定する部隊等監査主任者は、統合幕僚学校企画室長とする。

(監査員等)

第11条 機関等監査主任者及び部隊等監査主任者は、訓令第18条第1項の

規定により監査員を指定又は解除するときは、別紙様式第3により指定又は解除をするものとする。

(点検)

第12条 保護管理者は、訓令第24条に規定する点検を毎年度第4四半期に実施し、別紙様式第4により、翌年度4月30日までに統括保護管理者に報告するものとし、必要に応じ臨時点検を実施した場合は、別紙様式第4により、速やかに統括保護管理者に報告するものとする。

(監査)

第13条 実施通達第19に規定する書面監査及び実地監査の細部については、機関等監査主任者が別に示す。

(漏えい等の報告)

第14条 訓令第26条第2項に規定する漏えい等の報告は、別紙様式第5により統括保護管理者に報告するものとする。

(非常時における対応措置)

第15条 保護管理者は、所属する課等における保有個人情報等について、災害時等の非常時におけるデータの紛失等による損害を防ぐため次の各号に掲げる措置等を講ずるものとする。

- (1) 災害時等に確実に電子計算機の電源を切る。
- (2) 必要に応じ、保有個人情報等の複製を作成しておく。
- (3) 保有個人情報等が速やかに搬出可能な媒体に記録されている場合は、当該媒体を持ち出す。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第16条 訓令第33条第1項及び第3項に規定する事前通知は、別紙様式第6により統括保護管理者に通知するものとする。

(個人情報ファイル簿の作成)

第17条 訓令第34条第1項から第3項に規定する個人情報ファイル簿を作成し、変更し、又は保有をやめたとき、若しくは個人情報保護法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、別紙様式第7により統括保護管理者に通知するものとする。

(委任規定)

第18条 この達の実施に関し必要な事項は、統合幕僚学校にあっては統合幕僚学校長が、自衛隊サイバー防衛隊にあっては自衛隊サイバー防衛隊司令が定めることができる。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この達は、令和4年4月1日から施行する。  
(保護責任者(保護責任者補助者)指定(解除)書及び点検に関する経過措置)
- 2 この達の施行前の統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する達第5条及び第19条の規定は、この達による改正後の統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達第6条及び第12条の規定にかかわらず、令和4年6月30日までの間、なお従前の例によることができる。

別紙様式第1（第6条関係）

発簡番号

発簡年月日

（統括保護管理者）

殿

（保護管理者）

保護責任者（保護責任者補助者）指定（解除）書

標記について、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達（自衛隊統合達第13号）第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

保護責任者（保護責任者補助者）の指定（解除）

保護責任者、保護責任者補助者の別	年月日	階級	氏名	指定、解除の別

注：保護責任者（保護責任者補助者）として指定する者に当該通知書の写しを配布し、周知徹底を図るものとする。

別紙様式第2（第6条関係）

発簡番号

発簡年月日

（統括保護管理者）

殿

（保護管理者）

保護責任者（保護責任者補助者）の事務の変更について（通知）

標記について、防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令の実施について（通達）（防官文第6174号。令和4年3月30日）第4又は第5に基づく指定変更書により事務の変更を行ったので、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達（自衛隊統合達第13号）第6条第4項の規定に基づき、別添のとおり通知する。

- 添付書類：1 保護責任者指定変更書（写し）  
2 保護責任者補助者指定変更書（写し）

注：保護責任者又は保護責任者補助者に保護責任者指定変更書又は保護責任者補助者指定変更書の写しを配布し、周知徹底を図るものとする。

---

備考：添付書類の様式は防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令の実施について（通達）（防官文第6174号。令和4年3月30日）第4又は第5に基づくものとする。

別紙様式第3（第11条関係）

## 監査員指定（解除）書

所 属

官 職

氏 名

防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令（令和4年防衛省訓令第29号）第18条第1項の規定に基づき、監査員に指定する（の指定を解く）。

年 月 日

（機関等監査主任者・部隊等監査主任者）

官職 氏名

注：監査員に監査員（解除）書の写しを配布し、周知徹底を図るものとする。

別紙様式第4（第12条関係）

発簡番号

発簡年月日

（統括保護管理者）

殿

（保護管理者）

個人情報ファイルの管理状況の点検について（報告）

標記について、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達（自衛隊統合達第13号）第12条の規定に基づき、別添のとおり報告する。

添付書類：個人情報ファイルの安全管理等の状況点検様式等

---

備考：添付書類の様式は防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令の実施について（通達）（防官文第6174号。令和4年3月30日）第18に基づくものとする。

別紙様式第5（第14条関係）

発簡番号

発簡年月日

（統括保護管理者）

殿

（保護管理者）

個人情報等の漏えいについて（報告）

標記について、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達（自衛隊統合達第13号）第14条の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- 添付書類：1 保有個人情報の漏えい等に係る報告書  
2 特定個人情報の漏えい等に係る報告書  
3 （〇〇課・室）における漏えい等に係る報告書（第〇報）

---

備考：添付書類の様式は防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令の実施について（通達）（防官文第6174号。令和4年3月30日）第20及び第21に基づくものとする。

別紙様式第6（第16条関係）

発簡番号

発簡年月日

（統括保護管理者）

殿

（保護管理者）

個人情報ファイルの事前通知等について（通知）

標記について、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達（自衛隊統合達第13号）第16条の規定に基づき、別添のとおり通知する。

添付書類：1 個人情報ファイル事前通知書（保有）

2 個人情報ファイル事前通知書（変更）

---

備考：添付書類の様式は個人情報ファイル及び個人情報ファイル簿の保有等に関する実施要領について（通達）（防官文第6014号。令和4年3月29日）に基づくものとする。

別紙様式第7（第17条関係）

発簡番号

発簡年月日

（統括保護管理者）

殿

（保護管理者）

個人情報ファイルの保有等について（通知）

標記について、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達（自衛隊統合達第13号）第17条の規定に基づき、別添のとおり通知する。

- 添付書類：1 個人情報ファイル簿  
2 個人情報ファイル簿変更通知書  
3 個人情報ファイル廃止等通知書

---

備考：添付書類の様式は個人情報ファイル及び個人情報ファイル簿の保有等に関する実施要領について（通達）（防官文第6014号。令和4年3月29日）に基づくものとする。